

ぶかいさぎょうちーむ ちいきせいかつしえんじぎょう みなおし じちたい やくわり ぎじめも 12がつ  
部会作業チーム(地域生活支援事業の見直しと自治体の役割)議事メモ(12月)

にちじ へいせい ねん がつ ひ か

1. 日時：平成22年12月7日(火) 14:00~17:00

ばしよ こうせいろうどうしょうていそうむね2かいこうどう

2. 場所：厚生労働省低層棟2階講堂

しゅつせきしゃ

3. 出席者

もりざちょう いしばしいん にしたきいいん わたいいん  
森座長、石橋委員、西滝委員、渡井委員、

ぎじょうし

4. 議事要旨

だい かいさぎょうちーむぎじょうし

(第2回作業チーム議事要旨について)

こみゆにけーしょんしえん ふくしさにびす なか たいおう さいてい  
・「コミュニケーション支援については、福祉サービスの中で対応すべき最低

らいん もう ぎむてきけいひ むしょう ふくしさにびす なか  
ラインを設け、義務的経費で無償とする。」について、「福祉サービスの中で」という

もんごん さくじょ  
文言を削除していただきたい。

ふくしさにびす なか はんい き ひつよう むりょう ぜんぶぜいきん  
・「福祉サービスの中で」という範囲は決める必要がある。無料とし、全部税金

せつとくざいりょう ひつよう  
にするにはそれだけの説得材料が必要。

ふくしさにびす なか むりょう こくみんてき ごうい え ふあん  
・「福祉サービスの中で」無料とすることに国民的な合意が得られるか不安で

ある。

きょういくげんば しゅわつうやく はけん  
・教育現場にも手話通訳の派遣ができなくなるのではないかと。

ふくしさにびす なか しゃかいせいかつ なか おか  
・「福祉サービスの中で」を「社会生活の中で」に置き換えたかどうか。

ふくしさにびす なか さいていらいん いま せま いめーじ  
・「福祉サービスの中で」と「最低ライン」とで、今よりも狭くなるイメージが

ある。

- さいていらいん ひつよう きじゆん お か  
・「最低ライン」を「必要な基準」に置き換えたらどうか。
- いま さーびす わる しよ けんとう  
・今よりサービスが悪くなるということはないつもりで書いたが、検討する。

ぜんかい ぎじようし こみゆにけーしょんしえん かき しゅうせい  
【まとめ】前回の議事要旨のコミュニケーション支援については、下記のように修正  
する。

こみゆにけーしょんしえん しえん ひつよう しょうがいしゃ たい しゃかい  
「コミュニケーション支援については、支援を必要とする障害者に対し、社会  
せいかつ なか たいおう ひつよう きじゆん もう ぎむてきけいひ むりょう  
生活の中で対応すべき必要な基準を設け、義務的経費で無料とする。」

いりようさぎょうちーむ かだい  
(医療作業チームからの課題について)

- ちゅうしょうてき かいとう  
・抽象的すぎて、回答しづらい。

- せいしん ぶんや じかつちーむ とうじしゃ じつたい わ  
・精神の分野については、地活チームに当事者がおらず実態が分からないので、

ぎろん むずか あらいいいん さかもといいん き ふくざちょう そうだん  
議論することが難しい。荒井委員、坂本委員にも聞いて、副座長と相談してま

とめる。

いりようさぎょうちーむ かだい かん ちーむ けんとう  
【まとめ】医療作業チームからの課題に関しては、このチームでこれまで検討して  
ないよう だいにき けんとう ねが ちーむ けんとうでき  
きた内容、第二期で検討をお願いしたいこと、そしてこのチームでは検討出来ない  
ないようなど ざちょう ふくざちょう せいり いりようさぎょうちーむ へんしん  
内容等を座長・副座長が整理し、医療作業チームへ返信する。

こっしあん  
(骨子案について)

- ちいきせいかつしえんじぎょう げんこうたいけい かだい  
(1. 地域生活支援事業の現行体系の課題について)

ちいきせいかつしえんじぎょう すがた かんするきほんてき かんがえかた  
(2. 地域生活支援事業の「あるべき姿」に関する基本的な考え方について)

きほんてきけんり ほしょう はなす ひつよう  
・ 基本的権利の保障には、「話す」ことも必要。

げんそくむりよう げんそく ぶぶん ふよう  
・ 「原則無料」の「原則」部分は不要ではないか。

げんそく けず じちたい ちょう いいん かくにん  
・ 「原則」を削るかどうかは自治体の長である委員にも確認する。

こじんたんい おうのうふたん もと めいき  
・ 「個人単位による応能負担を求める」と明記する。

こみゆにけーしょんしえんじぎょう しょうがいていどくぶん れんどう こべつ  
・ コミュニケーション支援事業は、障害程度区分と連動しないので、「個別

きゅうふ ひょうげん  
給付」という表現になじまない。

こべつきゅうふ ひょうげん じりつしえんきゅうふ  
・ 「個別給付」という表現は、「自立支援給付」とする。

きほんてきけんり ほしょう はな つ くわ こべつきゅうふ  
【まとめ】 基本的権利の保障に「話す」を付け加える。また「個別給付」という  
もんごん じりつしえんきゅうふ か げんそくむりよう ひょうげん けっせき  
文言は「自立支援給付」に変える。「原則無料」という表現については、欠席  
いいん かくにん もと  
した委員にも確認を求める。

ちいきせいかつしえんじぎょう みなお じちたい やくわり けんとうじこう  
(3. 地域生活支援事業の見直しと自治体の役割にかかる検討事項について)

こみゆにけーしょんしえん かくりつ  
(1) コミュニケーション支援の確立

こみゆにけーしょんしえん ふくしきーびす なか たいおう さいていらいん  
・ コミュニケーション支援について、「福祉サービスの中で対応すべき最低ライン

もう さくじよす  
を設け」を削除すべき。

かくさ で さいていらいん もう ひつよう  
・ 格差が出るので最低ラインを設ける必要がある。

しゅうろう きょういくぶんや こみゆにけーしょん ほしょう ひつよう  
・ 就労や教育分野においても、コミュニケーションを保障してもらう必要がある。

ある。

じょうほうこみゆにけーしょんほう きじゅつ のこ  
・ 情報コミュニケーション法の記述は残していただきたい。

しゅうろう きょういくぶんや こみゆにけーしょんしえん ほしやう じょうほう  
・「就 労、教 育 分野におけるコミュニケーション支援の保障」と「情 報

こみゆにけーしょんほうなど りっぼう き わ  
コミュニケーション法等の立法」については切り分ける。

もう しゃ いどうしえん こみゆにけーしょんしえん いっしょ しえん ひつよう  
・盲ろう者は移動支援とコミュニケーション支援が一緒になった支援が必要で、

りょうじぎやう しえんぎじゆつ か そな しえんしゃ ひつよう  
両 事業の支援技術を兼ね備えた支援者が必要。

こみゆにけーしょんしえん いどうしえん りょうほうおこな ひょうげん くふう  
・コミュニケーション支援と移動支援を両方行えるような表現を工夫する。

こみゆにけーしょんしえん しえん ひつよう しょうがいしゃ たい  
【まとめ】コミュニケーション支援については、支援を必要とする障害者に対し、

しゃかいせいかつ なか たいおう ひつよう きじゆん もう ぎむてきけいひ むりよう  
社会生活の中で対応すべき必要な基準を設け、義務的経費で無料とする。

とく もう しゃ こみゆにけーしょんしえん かん いどうかいじょ ふく うんよう  
特に、盲ろう者のコミュニケーション支援に関しては、移動介助を含めた運用を

もと しょうきしえん きばんせいび きょういく こやう じんけん  
求める。そして、上記支援の基盤整備のうえに、さらに教育・雇用・人権などの

かんでん ひつよう しえん かた とうがいぶんや ほうりつ ほしやう こと  
観点から必要な支援のあり方については、当該分野の法律で保障する事や

しょうらいてき りっぼう ふく けんとう だんかいてき しえん りょう かくだい  
将来的な立法も含めて検討する。このように、段階的に支援の量を拡大

ひつよう  
していく必要があるのではないか。

## いどうしえん こべつきゆうふか (2) 移動支援の個別給付化

もう しゃ いどうしえん こみゆにけーしょんしえん かくりつ もう  
・盲ろう者の移動支援については、「3 (1) コミュニケーション支援の確立 (盲  
しゃつうやくかいじょ ふく ふく きさい  
ろう者通訳介助含む)」に含めて記載すべき。

だいがく つうがくしえん おや おこな つうがく ふくし はんい  
・大学までの通学支援を親が行っているが、通学は福祉の範囲か。

なん ふくし かんが むり ふくし かな た  
・何でも福祉で考えるのは無理。福祉でいくらお金があっても足りない。

きょういく もんかしょう しゅうろう こうせいろうどうしょう ふくし むり  
・教育は文科省、就労は厚生労働省であって、「なんでも福祉」は無理。

つうがく つうきん がっこう しゅうろうばしょ かよ な たんきてき いどう  
・通学や通勤など、学校や就労場所に通うことが慣れるまで、短期的に移動

しえん ふくし たいおう  
支援（福祉）で対応できるようにすべき。

ふくし はんい たいおう だい2きさぎようち一む ぎろん  
・福祉の範囲でどこまで対応すべきかについては、第2期作業チームで議論しても

らう。

いどう かんして かいごきゆうふ じゅうどほうもんかいご こうどうえんご ちいき  
【まとめ】移動に関しては、介護給付である「重度訪問介護」「行動援護」と地域  
せいかつしえんじぎょう いどうしえん ある うご はな  
生活支援事業の「移動支援」でわかれている。だが、「歩く」「動く」は「話す」  
き み どうよう きほんてきけんり ほしょう じちたい さいりょう なじ  
「聞く」「見る」と同様、基本的権利の保障であり、自治体の裁量には馴染まな  
じりつしえんきゆうふか もと さい きょういく こよう ばめん  
いものであり、自立支援給付化が求められる。ただその際、教育・雇用などの場面  
いどうしえん とうがいぶんや ほうりつ ほしょう こと もと せいど  
での移動支援は、当該分野の法律で保障する事も求められる。これらの制度の  
じゅうふく しちょうそんかくさ つか げんじょう ふくし はんい ぐたいてき  
重複、市町村格差や、使いにくい現状については、福祉の範囲で具体的にど  
たいおう ふく だいにき ぐたいてき けんとう  
こまで対応すべきか、も含めて、第二期で具体的に検討する。

### ちいきかつどうしえんせんたーじぎょう さいへんせい (3) 地域活動支援センター事業の再編成

きょうどうさぎようしょ ちいきかつどうしえんせんたー いこう おお  
・共同作業所から地域活動支援センターに移行できないものも多い。

しょうきぼさぎようしょ べつとぎろん ひつよう  
・小規模作業所については、別途議論する必要がある。

ちいきかつどうしえんせんたーじぎょう ないよう しゅうろう めん にっちゅう  
【まとめ】地域活動支援センター事業の内容については、就労の面と日中  
かつどう ばめん しゅうろうぶかい だいにき ぎろん ふ うえ ちいきせいかつ  
活動の場の面があり、就労部会および第二期での議論を踏まえた上で、地域生活  
しえんじぎょう のこ たじぎょう たいけい とうごう なか じりつしえんきゆうふ  
支援事業に残すものと、他事業との体系の統合の中で自立支援給付にするも  
わ しょうきぼさぎようしょ しんたいけい いこう さぎようしょ  
のとに分ける。なお、小規模作業所については、新体系に移行できない作業所が

かんが だい2きさぎょうち一む もんだいてん けんしょう ぐたいてき けんとう  
あることに鑑み、第2期作業チームで問題点の検証とともに、具体的に検討  
する。

ちいきせいかつ さぼ一と じちたい やくわり しょうがい りかい ふきゅうけいはつ  
(4) 地域生活のサポートにおける自治体の役割（障害の理解と普及啓発を  
含む）  
ぎろん  
(議論なし)

しょうがいふくしけいかく ちいきじりつしえんきょうぎかい こべつしえんけいかく れんどう しゃかい  
(5) 障害福祉計画と地域自立支援協議会、個別支援計画の運動（社会  
資源の整備を含む）

じりつしえんきょうぎかい ちいきほうかつしえんせんた一きのう きょうどうせっち  
・自立支援協議会と地域包括支援センター機能との共同設置についての  
きじゆつ かいごほけんせいど とうごう ぜんてい  
記述があるが、介護保険制度と統合はしないことを前提とすべき。  
ざいせいきぼ ちいさいしちょうそん じゅうなん けいたい こうりつてき うんよう もと  
・財政規模の小さい市町村などが柔軟な形態で効率的に運用を求める  
ばあい ほうほう ひてい りゅうい ひつよう  
場合があるので、そのような方法を否定しないよう留意する必要がある。

ほんにんちゅうしん こべつしえんけいかく しょうがいふくしけいかく ちいき  
【まとめ】本人中心の個別支援計画を障害福祉計画につなげるため、地域  
じりつしえんきょうぎかい ほうてきいち ひつよう どうきょうぎかい じったいてき きのう  
自立支援協議会の法的位置づけが必要である。同協議会が実態的に機能す  
いいん こうぼほうしき さいよう ちいきせいかつ けいけん しょうがいたうじしゃ  
るためには、委員の公募方式の採用や、地域生活の経験がある障害当事者が  
さんかく けいたい じゅうし うんえいしえん かん けんしゅうなど もと  
参画できる形態を重視すること、また運営支援に関する研修等も求められ  
どうきょうぎかい せっち きぼ けいたい じっしつてき うんえい  
る。同協議会の設置の規模や形態については、実質的な運営ができるように、  
じちたい さいりょう も  
自治体に裁量を持たせる。

そのた  
(6) その他

ちいきせいかついこう しゃかいてきにゆういん にゆうしょ ふせ せいび  
① 地域生活移行（社会的入院・入所を防ぐための整備）

- ・「どんなに重い障害のある人も」の前に「地域生活を希望する」を挿入す

る。

- こじん せんたくけん そんちょう ひょうげん  
・個人の選択権は尊重すべきなので、そのような表現にする。

にちじょうせいかつようぐ きゅうふ ほそうぐきゅうふなど そうだんしえんじぎょう けんりようご  
② 日常生活用具の給付と補装具給付等、③相談支援事業、④権利擁護

しくみ  
の仕組み

ぎろん  
(議論なし)

ふくしほーむおよきょじゅうさぽーと  
⑤ 福祉ホーム及び居住サポート

- せわにん ほうしゅう ひく じんざい あつ  
・世話人の報酬が低いため、人材が集まらない。

- たちーむ すまい ば ぎろん  
・他チームで「住まいの場」については議論をしている。

6 とどうふけん やくわり

⑥ 都道府県の役割

- ここ しょう しゃ りはびりくんれん しょくぎょうくんれん つうがく つうきん な  
・個々の障がい者のリハビリ訓練・職業訓練や通学・通勤が慣れるまで

たんきてき いどう くんれん も こ  
の短期的な移動の訓練も盛り込むべき。

じょうき してき さいしゅうほうこくしょ なか と い  
【まとめ】上記の指摘について、最終報告書の中に取り入れる。